

わくわく!!

情報広場



今月の納税など

市・県民税 第2期
国民健康保険税 第2期

介護保険料 第2期

後期高齢者医療保険料 第2期

※納税に口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。

▼夜間納税相談

とき 8月11日(月)午後5時15分～9時

▼休日納税相談

とき 8月31日(日)午前8時30分～午後5時

ところ 納税課、保険年金課

※7月号の「今月の納税など」で表記が一部間違っておりまして、お詫びして訂正いたします。

誤 市・県民税 全期および1期正 固定資産税(都市計画税含む)

第2期

国民健康保険税 第1期

介護保険料(普通徴収) 第1期

後期高齢者医療保険料(普通徴収) 第1期

毎月最終日曜日に

市役所の一部を開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今月は31日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。

開設窓口 市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に

夜間窓口開庁

毎月1回、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるように第2浄水場を開庁しています。8月は27日(水)です。ご利用ください。

問合せ 水道管理課 ☎(48)00050・FAX(48)0120



お知らせ

水塚調査に

ご協力ください

市教育委員会では、かつて大水害時の避難場所として家々に造られた水塚(ミツカ・ミズカ)の詳細調査を実施しています。調査は、『幸手市史 民俗編』の概要的な調査データをもとに、水塚の所在再確認、実測調査などを実施し、あわせて水害にかかわる聞き取り調査も行っています。

調査員は、市民からなる幸手市水塚調査ボランティアのみさんと市職員で、身分証明書を携行しています。調査員がお宅を訪問した際には、ご協力お願いします。

問合せ 生涯学習課文化歴史担当 内線644・FAX(42)5803

愛の献血

とき 8月5日(火)午前9時30分～正午・午後1時～4時

農家基本台帳調査

ところ ジョイフル本田幸手店
※献血カードをご持参ください。
問合せ 健康増進課 ☎(42)8421・FAX(42)2130

農業委員会では、8月1日現在の世帯や農地などの状況を把握するため、農家基本台帳の調査を行います。調査票は各種証明書の参考にしますので、誤りのないように記入し、8月18日(月)までに各地区の農家組合長(支部長)に提出してください。ご協力をお願いします。

問合せ 農業委員会(産業振興課内) 内線536

税源移譲時の年度間所得の変動に係る経過措置

「税源移譲時の年度間の所得の変動に係る経過措置」の申告は、7月31日(木)をもって受付を終了しました。

なお、申告をいただいた人への還付金の通知および送金は、9月に市議会で審議される補正予算の可決後(9月中旬)を予定しています。

ご不明な点につきましては、税務課にお問い合わせください。

問合せ 税務課 内線132・FAX(43)1125

くらしの110番

—未成年者の携帯電話購入トラブル—

▼事例1 10歳代の男性は、親に内緒で販売店に行き、親の同意書が必要と言われたので、店員に言われるまま自分で書き、契約してしまったが、やっぱりやめたい。

▼事例2 高校生の娘が、契約時に親の通帳と印鑑を勝手に持ち出し、口座振替の手続きをしていた。販売業者は親の同意書を取らずに契約したことを認めているので、この契約はなかったことにならないか。

▼アドバイス

携帯電話の契約は店舗に向いて契約購入するので、クーリング・オフの適用はありません。しかし、契約時の年齢が20歳未満の人が契約をする場合は原則として法定代理人の同意が必要で、販売業者は契約時に、必ず親の同意書の提出を求め、親同伴でない場合は自宅に電話するなどの確認を行っています。

しかし、事例1のような

市役所の代表電話は☎43-1111です

(開庁時間は午前8時30分～午後5時15分です)

省エネ改修を行った住宅に 対する固定資産税の減額

平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事が行われた場合には、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税に限り、1戸当たり120㎡相当分まで3分の1に相当する額が減額されます。

対象となる住宅 平成20年1月1日以前から存在する住宅(マンションなどの区分所有家屋はその専有部分単位、併用住宅は居住部分の床面積が2分の1以上)

※賃貸住宅は除きます。

対象となる改修工事

①改修工事費の合計金額が30万円以上

②窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)とあわせてつぎのいずれかの工事が行われること

- ・床の断熱改修工事
- ・天井の断熱改修工事
- ・壁の断熱改修工事

申請方法 省エネ改修工事完了後3か月以内に、申告書に現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(建築士や指定確認検査機関などが発行)を添付して税務課へ

※新築住宅に対する減額、耐震改修工事を行った住宅に対する減額と同時に適用になりません。

問合せ 税務課 内線135・FAX(43)1125

ファミリー・サポート・センター《会員募集中》

「子育ての手助けをして欲しい人(依頼会員)」と「子育ての手助けをしたい人(協力会員)」の、地域で子育てをサポートする組織です。

◎会員登録に必要なもの

- ①認印
- ②写真(3cm×2.4cm)2枚
- ③お子さんの保険証およびかかりつけ医の電話番号

問合せ・会員登録 ファミリー・サポート・センター ☎・FAX(42)8461

パパ・ママ応援ショップ

中学校終了までのお子様を持つ家庭、妊娠中の人がいる家庭に優待カードを配布しています。

このカードを協賛店舗へ提示することで、割引や特典などのサービスが受けられるものです。対象世帯でまだカードをお持ちでない人は、子育て支援課窓口で配布しています。お越しの際は、お子さんおよび保護者の住所・年齢が確認できるものをお持ちください。

持ちください。

問合せ 子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(42)2130

児童扶養・特別児童扶養手当の現況届の提出

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている人は、「その年の8月1日における養育状況や所得状況」を記載した現況届を提出していただくことになっています。

受給者のみなさんには、案内文を郵送しますので、つぎの期間内に提出してください。

期間 8月6日(水)～9日(土) 午前9時～午後4時

※正午～午後1時を除く。

※9日は午前9時～正午。

※9日は子育て支援課窓口

※現況届が提出されない場合は、8月分以降の手当の支給ができませんので、ご注意ください。

問合せ 子育て支援課 ☎(42)8454・FAX(42)2130

赤ちゃん用品券を 配付します

社会福祉協議会では、子どもの生まれた世帯に、赤ちゃん用品券を配付します。

対象 市内在住で平成20年4月1日～7月31日出産した社会福祉協議会会員世帯

金額 赤ちゃん1人につき用品券2000円分

申請期間 8月1日(金)～31日(日) 午前8時30分～午後5時15分

※土曜・日曜・祝日は除く。

申込み 母子健康手帳・印鑑を持参のうえ社会福祉協議会へ

※申込みの際、社会福祉協議会会員へのご加入もできます。

問合せ 社会福祉協議会 ☎(43)3277・FAX(40)1460

チャイルドシート・シートベルト 着用促進運動月間

6月1日から、後部座席を含む全ての座席についてシートベルトの着用が義務化されました。同乗者がシートベルトを着用しているのを確認してから運転しましょう。

運動月間 8月1日(金)～31日(日)

問合せ 幸手警察署 ☎(42)0110または、くらし安全課 内線173



場合は販売方法に問題があるので「契約の取消し」ができます。「取消し」をするに契約自体が無効となり、代金支払い義務はなくなるので、未成年者本人が支払った代金があれば返還を求めることもできます。

また、事例2の場合、代金が口座から引き落とされたことに気づいてもすぐに契約取消しの申し出をしなかった場合は、親の追認があったとみなされます。

未成年者が偽造した親の同意書を提示するなど、親の了解を得ているように販売業者が事実を誤認するような詐欺的手段をとっていた場合や、親の追認があった場合は未成年者契約であることを理由に取り消すことができません。

※消費生活のご相談は、消費生活相談 ☎(43)1111

11 内線192(毎週月曜・木曜日および第1・3水曜日午前10時～午後3時30分)または消費生活支援センター春日部 ☎048(734)0999・FAX048(739)1152へ。

6月の救急と火災/救急車出動件数155件(急病78件、交通事故15件、その他62件)

火災発生状況1件 火災と救急は119番(火災発生時の問い合わせは、☎(43)6966(西分署))